

令和3年3月8日

生徒並びに保護者の皆さま

県立尼崎高等学校長

緊急事態措置区域から除外されたことを踏まえた対応について

県教育委員会から、3月4日付けで「緊急事態措置区域から除外されたことを踏まえた県立学校における対応について」の通知がありました。

本校においては、1月14日および2月5日付文書にてお知らせしているとおり、様々な感染防止対策を行ってきておりますが、今回の県教育委員会の通知に従い、除外されたことにより変更された対応についてお知らせいたします。今後も感染防止対策の徹底を行いながら、学校教育活動を進めて参りますのでご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 教育活動全般について

- (1) 従来からの職員、生徒、来校者には、「マスク」の着用及び手洗いの徹底、マスクをはずすこととなる昼食時等は会話を控えるなどの指導を行います。
- (2) 「3密」や「大声」を避け、換気を十分に行います。
- (3) 引き続き健康観察を徹底し、発熱や咳、喉の痛みなどの風邪症状が見られた場合は教育活動を控えさせる等、適切に対応します。

特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施します。

なお、感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定します。

2 校外活動（部活動）について

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、公式試合を除き、春季休業前（3月23日）までの間は、県内とします。また、活動時間は、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とします。

県内で活動する公式試合、練習試合、合同練習については、十分な感染防止対策を実施したうえで実施するとともに、宿泊を伴う活動は実施しません。

- (2) 春季休業期間中（3月24日～4月7日）に、県外で活動する場合は、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域、実施時期、参加人数、移動方法については慎重に選定します。

【部活動の取扱い】

区 分	3/8(月)～3/23(火) (春季休業前まで)		3/24(水)～4/7(水) (春季休業中)	
	県内	県外	県内	県外
練習試合・合同練習	○	×	○	○ (緊急事態措置区域は×)
宿泊を伴う活動(合宿等)	×	×	○	○ (緊急事態措置区域は×)
公式試合(全国大会・国民体育大会等 その予選を含む)※	○	○	○	○

3 出席停止等の取扱いについて

- (1) 生徒の感染が判明した場合または生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、従来どおり出席停止の措置を取ります。
- (2) 生徒の家族などが新型コロナウイルス感染者(陽性者)の濃厚接触者として特定され、PCR検査を受けられる場合や、その検査結果によって、当該生徒が濃厚接触者となるおそれがあると認められる場合においては、感染拡大防止のために、判明するまでの間は「出席停止」といたしますので、担任にその旨を連絡し登校しないでください。(状況によっては、出席停止の措置をとらない場合もありますのでご注意ください)
- (3) 発熱や風邪症状等がある場合は、発熱等受診・相談センター(帰国者・接触者相談センター)や医療機関に相談し、感染の疑いがある等出席を見合わせるように判断された場合は「出席停止」となります。なお、再登校の可否については、医療機関の指示に従ってください。
- (4) 以前の連絡では、「同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合」は出席停止の扱いとなっていました。今回からその扱いがなくなります。

4 登校にあたっての留意事項(再度、ご確認ください。)

- (1) 登校する当日の朝、検温を行い、発熱・風邪症状等体調不良の場合は必ず学校に連絡し、登校しないでください。
- (2) 登校時には、マスクの着用等感染防止につとめてください。
- (3) 手洗いの徹底のため、ハンカチ、タオルを必ず持参してください。
- (4) 体調管理については、家庭全体で共有するとともに、異常がある場合については適切に対応いただきますようよろしくお願いいたします。